

中村学園大学(含む短期大学部)寮細則

昭和 58 年 4 月 1 日制定

第 1 条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)学生寮規程(以下「学生寮規程」という。)第 8 条に基づき、寮生活についての必要な事項を定める。

第 2 条 寮生は、この細則に従い、寮監及び栄養士の指導のもとに必要な業務を分担し、規則正しい寮生活をおくるように努めなければならない。

第 3 条 寮生活の円滑な運営を図るため、寮生は、各寮の実態に即して必要な組織を設け、分担して責任を果たすものとする。

2 寮長、副寮長その他の役員は、寮生の互選による。任期は 1 年間または半年間とする。

第 4 条 在寮年限は中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)学則に定められた修業年限内とし、卒業時期延期による在寮延長は認めない。ただし、本学が定める留学プログラム等により卒業時期が延期となる場合はこれに限らない。

第 5 条 寮生は、次に示す事項の場合は文書による願出又は届出をしなければならない。

(1) 入退寮

ア 学生寮規程第 3 章による。

イ 在寮資格の喪失

寮生は、次の各号の 1 に該当する場合はその資格を失うものとする。

(ア) 在寮期間が満了したとき

(イ) 自己の都合により退寮したとき

(ウ) 退学又は除籍により学籍を失ったとき

(エ) 退寮を命じられたとき

ウ 退寮命令

学生委員長は、寮生が別に定める遵守事項に著しく違反し、又寮生としてふさわしくない行為があったと認められたときは退寮を命じることができる。

エ 退寮

退寮時には室内を清掃し担当寮監の室内点検を受けたあと部屋の鍵を事務室に返却すること。

(2) 帰省又は外泊

その都度寮監に願い出て、その許可を得なければならない。なお、外泊は保護者より届けられた外泊先に限る。

(3) アルバイト

アルバイトを始める際は、保護者連署の上、アルバイト届を寮監に提出しなければならない。

第6条 以下の行為を禁じる

- (1) 寮内での飲酒及び喫煙
- (2) 寮生以外の宿泊
- (3) 寮監の許可を受けていない者の出入り
- (4) 他の寮生に迷惑をかけるおそれのある物品の持ち込み

第7条 夏期、冬期の長期休暇中は閉寮するため、在寮することはできない。

第8条 寮長、副寮長その他の役員は以下の業務を行う。

ア 門限時刻後の在寮生数を確認し、寮監に報告する。

イ 寮会の招集及び運営

ウ 寮役員会の開催

エ 衛生管理のため、手洗い、換気、消毒等の励行

第9条 寮生活を自主的にし、また寮生相互の連携を密にするために、定期又は臨時に次の集会を開く。その際、寮監、栄養士は、出席するものとする。

- (1) 寮会(各寮毎の全寮生による集会)
- (2) 寮役員会(各寮毎の寮長、副寮長及び役員による集会)
- (3) その他、寮運営上特に必要と認められる集会

第10条 寮生は、各自の属する寮の「防火管理計画」と各自の分担を熟知し、平素の災害予防に注意すると共に、消火器、消火栓の取扱い方、通報連絡の仕方、避難要領について熟練するよう努めなければならない。

第11条 寮生は、入寮した後に、その寮の指定銀行に各自の口座を設け、送金はすべてこれに振込むものとする。

2 寮関係で必要な納入経費は、「寮費等諸経費納入細則」に基づき、各寮生の口座から各寮の口座に自動的に振込まれるものとする。

第12条 寮生活の一日のスケジュールは、各寮にて別途定める。

第13条 寮監等は、大学寮の施設設備等の保全及び寮生の生活指導上、特に必要であると認められる場合は、原則として当該寮生の同意を得たうえで、居室内に立ち入って所要の点検を行うことがある。ただし、緊急と判断する場合は、当該寮生の同意を得ずに居室内に立ち入ることがある。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。